

〈報道発表資料〉



八潮市新型コロナウイルス対策本部長

緊急事態宣言の期間延長に伴う市主催イベント・施設利用等の対応方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が延長されたことに伴い、市が主催するイベント等の中止・延期の措置を令和3年3月7日まで延長します。また、市内の屋内公共施設の利用休止の措置も延長します。

1 市主催のイベント等について

令和3年3月7日まで、市主催のイベント等は、原則として中止又は延期とします。やむを得ず開催する場合には、徹底した感染防止対策を講じます。

2 市の公共施設の利用について

令和3年3月7日まで、屋内公共施設については、原則として利用休止とします。ただし、市民活動の影響を考慮し、貸館など既に利用の予約が行われている場合は、利用できることとします。

なお、午後8時以降の利用については、利用自粛を要請するものとします。

3 参考資料

現行の措置

- ・緊急事態宣言に伴う市主催イベント・施設利用等の対応方針（1月8日）

問合せ先

健康福祉部新型コロナウイルス対策課 課長 遠藤 雅之 内線 246

緊急事態宣言に伴う市主催イベント・施設利用等の対応方針

令和3年1月8日

八潮市新型コロナウイルス対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発令され、また、「埼玉県における緊急事態措置」が発出されたため、令和3年2月7日までに市が主催するイベント、市の公共施設の利用等については、次のとおり対応します。

※ただし、今後の緊急事態宣言や新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、変更する場合があります。

1 市主催のイベント等について

令和3年2月7日まで、市主催のイベント等は、原則として中止又は延期とします。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合には、徹底した感染防止対策を講じます。

2 市の公共施設の利用について

令和3年2月7日まで、屋内公共施設については、原則として利用休止とします。

ただし、市民活動への影響を考慮し、貸館など既に利用の予約が行われている場合は、利用できることとします。施設を利用する場合は、感染対策を厳格に行うよう要請します。

なお、午後8時以降の利用については、屋内施設・屋外施設とも、利用者に利用自粛を要請するものとします。